

海幕経第612号
28. 12. 14

各地方総監部経理部長
東京業務隊司令
第1術科学学校総務部長
補給本部管理部長
艦船、航空補給処長
各基地隊司令 殿
各防備隊司令
父島基地分遣隊長
稚内基地分遣隊長
第24航空隊司令
各航空基地隊司令
(硫黄島航空基地隊司令を除く。)

海上幕僚監部総務部経理課長

専用治工具等の管理について（通知）

標記について、別添のとおり実施することとされたので通知する。

なお、海上自衛隊における周知の方法については、以下のとおり。

- 1 海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）（海幕経第183号。27. 3. 18）別冊第2「入札及び契約心得」に追加
- 2 海上自衛隊ホームページ（海上自衛隊調達情報）において常続的に掲載

添付書類：装管調第16127号（28. 12. 1）

写送付先：第4術科学学校教育第1部長
各基地分遣隊長
松前警備所長

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長 殿
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部会計課長
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁調達事業部各調達官
各研究所総務課長
先進技術センター企画業務室長
各試験場長

防衛装備庁調達管理部調達企画課長
(公印省略)

専用治工具等の管理について（通知）

今般、一部の契約の相手方が行う専用治工具等（防衛装備品の製造等に当たり、必要に応じて、専用に使用する治工具、機械及び装置等をいう。）の管理について、不適切である事態が明らかとなったところである。

装備品等の製造等の調達に係る契約を円滑に実施するためにも契約の相手方において適切に専用治工具等が管理されていることが重要であることから、各調達機関は、別紙を基本として、契約相手方に周知するものとする。

また、契約の相手方が初回契約の初度費において製作・取得した専用治工具等を次回契約時以降に見積書に計上した場合で、当該見積書が真正でない又は当該見積書について真実を説明していないことが判明した時は、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項の規定に従って適切に処理されたい。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：長官官房監察監査・評価官、装備政策部装備制度管理官、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

契約相手方 各位

専用治工具等の管理について（依頼）

装備品等の製造又は改造若しくは修理を行うに当たり必要となる、専用使用する治工具、機械又は装置（以下「専用治工具等」という。）については、貴社にその所有権が帰属し、当然に貴社が維持管理しているところです。この点については、初度費の支払いを伴う契約においては、「※¹〇〇〇〇特約条項」においても明文化しています。

しかしながら、今般、一部の契約の相手方において、専用治工具等の管理台帳等の記載内容が適切ではない事態及び専用治工具等の所在が不明となっていて将来の調達契約の履行に当たって使用することができない事態が明らかとなりました。

契約の相手方における専用治工具等の維持管理が不適切であったり、その結果、その所在が不明となるようなことがあっては、装備品等の円滑な調達を妨げるおそれもあることから問題がある事態であると考えています。

防衛省としましては、当該事態が生じた原因の一つとして、契約の相手方において、専用治工具等の維持管理に対する理解が十分でなかったことがあったのではないかと考えており、初度費の支払いを伴う契約であるか否かに関わらず、将来の調達を円滑に実施するため、貴社が所有する専用治工具等を適切に維持管理するようお願い申し上げます。

平成 年 月 日

※² 支出負担行為担当官

〇 〇 〇 〇

※¹：「 」内は、初度費の支払いを伴う契約の取扱い（装装制第111号。

27. 10. 1）第2項で付した特約条項名を記載する。

※²：「契約担当官」又は「支出負担行為担当官」